

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：豊川市病院事業会計

事業名	病院事業		
事業開始年月日	昭和21年4月9日	地方公営企業法の適用・非適用	<input checked="" type="checkbox"/> 適用 <input type="checkbox"/> 非適用
団体名※	豊川市	職員数※(H19. 4. 1現在)	533人
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	5.1% (H22)	公営企業債現在高(百万円)	1,102 (H22)
累積欠損金(百万円)	0	利益剰余金又は積立金(百万円)	1,543 (H22)
不良債務(百万円)	0	財政力指数※	0.97 (H22)
資金不足比率(%)	—	実質公債費比率※(%)	8.4 (H22)
		経常収支比率※(%)	88.7 (H22)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input checked="" type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成18年2月1日（旧法）合併前市町村：豊川市、一宮町] [合併期日：平成20年1月15日（新法）合併前市町村：豊川市、音羽町、御津町] [合併期日：平成22年2月1日（新法）合併前市町村：豊川市、小坂井町]

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にレを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	豊川市民病院経営健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	豊川市長 中野 勝之
既存計画との関係	第3次豊川市定員適正化計画
公表の方法等	議会への説明及び豊川市民病院ホームページにて公表します。
基本方針	<p>当院では、地域の基幹病院として、基本理念である「信頼される医療の提供を通じて、地域住民の健康づくりに貢献する」を目指し、質の高い医療サービスを安定的かつ効率的に提供すべく、健全経営に努め、平成6年度から黒字決算を続けています。</p> <p>しかし、診療報酬のマイナス改定など一連の医療保険制度の見直しにより、医療を取り巻く環境はその厳しさを増し、病院経営に大きな影響を及ぼしています。</p> <p>今後も、職員一人一人が常にコスト意識、改善意識を持ち、最小の経費で最大の効果が得られるよう創意工夫を図り、収入の確保と支出の削減等効率的な事業運営に努め、さらなる経営基盤の強化を図るため、豊川市病院事業経営健全化計画を策定します。</p>

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

フォローアップ用

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額			694	694
	補償金免除額			101	101
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	病院施設整備事業			681,025	681,025
	医師宿舎整備事業			13,115	13,115
合 計 (A)				694,140	694,140
※ 一般 会計 負担 分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)				694,140	694,140

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
※ 一般 会計 負担 分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
※ 一般 会計 負担 分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
 2 必要に応じて行を追加して記入すること。

II 財務状況の分析

フォローアップ用

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>当院は東三河南部医療圏に位置し、診療科23科、病床数453床を有する地域の中核病院として、高度先進医療、不採算医療を含めて担当し、地域医療の発展と充実に貢献しています。さらに、全国でも数少ない精神科病棟を併設しており、また単独型臨床研修病院として医師の育成にも努めています。</p> <p>収支面では、平成6年度に黒字に転換し、以後大きな額ではないが黒字を現在まで継続しています。なお、平成12年度には、累積欠損金を解消しました。</p> <p>一般病床の利用率は平成9年度には100%を超え18年度は101.8%と、現在まで続いています。類似団体（黒字）の利用率平均は17年度で87.7%であり、大きく上回っています。</p> <p>また、病床利用の増加に合わせ、平均在院日数の短縮に努めた結果、18年度の一般病床の平均在院日数は13.5日となっており、類団の平均は17.7日（17年度）を上回っており、病床の稼働はほぼ限界に近い状況です。</p> <p>他会計繰入金対医業収益比率では、精神科病床を有しているにもかかわらず、当院は9.5%で類団（黒字）の平均15.0%（17年度）より低くなっています。</p>
経営課題	<p>課 題 ① 7対1の看護基準の導入</p> <p>急性期医療に対応できる看護体制として7対1の看護基準を導入します。これにより、患者に対する看護を行う時間が相対的に増加し、医療の質の向上や看護師の労働環境を改善するとともに、収益の増加を図ります。</p>
	<p>課 題 ② 各種加算の取得等による増収対策の実施</p> <p>診療報酬で算定できる各種加算（緩和ケア診療加算、化学療法加算、電子化加算、救急医療管理加算）に対応した病院にすることにより、増収を図ります。</p>
	<p>課 題 ③ 退職不補充による正規職員の削減</p> <p>第3次豊川市定員適正化計画の定員適正化目標にもとづき、医療職を除く職種においては、退職者の補充を抑制し、再任用職員・嘱託員及び臨時職員を積極的に活用していきます。</p>
	<p>課 題 ④ 広告掲載による収入の確保</p> <p>病院ホームページ及び会計時に渡す納入通知書の裏面に広告掲載を行い増収を図ります。</p>
	<p>課 題 ⑤ 未利用資産（土地）の売却</p> <p>現在、未利用資産となっている旧医師公舎跡地の売却を行い資産の流動化を図ります。</p>
留意事項	特になし

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(3) 経営指標等

	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度) (決算)	平成20年度 (計画第2年度) (決算)	平成21年度 (計画第3年度) (決算)	平成22年度 (計画第4年度)			平成23年度 (計画第5年度)			
					【決算】	【計画】	【乖離】	【見込】	【計画】	【乖離】	
資金不足比率 (%) (再掲)							0.0			0.0	
料金回収率※ (%)							0.0			0.0	
総収支比率(法適用) (%)	101.3	101.3	100.1	100.9	103.6	102.2	1.4	103.5	103.0	0.5	
経常収支比率(法適用) (%)	101.9	101.5	100.5	101.2	103.9	102.4	1.5	103.8	102.9	0.9	
医業収支比率(法適用) (%)	98.1	98.1	96.9	97.4	100.7	99.2	1.5	98.3	99.3	-1.0	
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)							0.0			0.0	
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)							0.0			0.0	
不良債務比率(法適用)又は赤字比率(法非適用) (%) (再掲)							0.0			0.0	
繰入金比率	収益的収入分 (%)	8.8	8.2	7.7	8.1	9.8	7.5	2.3	8.2	7.3	0.9
	うち基準内繰入金 (%)	8.8	8.2	7.7	7.8	9.6	7.5	2.1	8.2	7.3	0.9
	うち基準外繰入金 (%)							0.0			0.0
	うち料金収入に計上すべき繰入等 (%)							0.0			0.0
	うち赤字補てん的なもの (%)							0.0			0.0
	資本的収入分 (%)	65.4	38.6	33.1	60.4	33.5	63.1	-29.6	4.0	58.7	-54.7
	うち基準内繰入金 (%)	65.4	38.6	33.1	60.4	33.5	63.1	-29.6	4.0	58.7	-54.7
	うち基準外繰入金 (%)							0.0			0.0
うち赤字補てん的なもの (%)							0.0			0.0	

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務 (又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入 (又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）	
	現在	計画
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	<p>入院収益 入院単価は実績を踏まえ一般は47,400円（H22は47,000円）、精神は15,400円（H22は14,900円）で見込んだ。患者数はH22実績をベースに1日当り患者数×診療日数で計上し、単価を乗じた（経営課題で挙げた増収対策分についてはH22単価設定時に上乗せ済）。</p> <p>外来収益 入院単価は実績を踏まえ一般は9,900円（H22は9,300円）、精神は前年度と同様の7,000円で見込んだ。患者数はH22実績をベースに1日当り患者数×診療日数で計上し、単価を乗じた（経営課題で挙げた増収対策分についてはH22単価設定時に上乗せ済）。</p>	<p>入院収益 入院単価は年1%増（診療報酬改定年は0%増）、精神入院単価は18実績で見込んだ。患者数はh18実績をベースに算定した。それに加え、経営課題で挙げた7対1看護基準の導入及び増収対策分について上乗せした。</p> <p>外来収益 単価は入院と同様で年1%増（改定年は0%増）、患者数はh18実績をもとに算出した。1日当り患者数×診療日数で患者数を計上し、単価を乗じた。 それに加え増収対策分を上乗せて計上した。</p>
2 他会計繰入金の見込み	<p>建設改良に要する経費について、企業債の元利償還金については今後の借入見込みを反映させ、利率を年1.2%で算出した。 その他については、繰出基準に基づく算定の中で、新たにH22年度算定に含めなかった子ども手当に要する経費と新病院建設事業に要する経費を追加した。</p>	<p>建設改良に要する経費について、企業債の元利償還金については今後の借入見込みを反映させ、利率を年1.2%で算出した。共済組合長期給付事業事業主公的負担金は前年比での減少率で算出し、その他はh19予算と同額とした。</p>
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	<p>未利用資産である旧医師公舎跡地の売却については、現在は道路用地買収に係る代替用地となっているが、新病院の移転新築に伴い、現病院が賃貸又は所有する医師公舎や敷地について、医師公舎利用計画を立て、全体的に利活用を進めることとなった。 新病院建設に関しては、企業債の借入や用地費、建設工事費等について計上した。</p>	<p>未利用資産である旧医師公舎跡地の売却については、現在は道路用地買収に係る代替用地となっているが、事業の目途が立つ平成23年度に売却を予定した。</p>
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの		

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容	
	現在	計画
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減		
○ 地方公務員の職員数の純減の状況	③第3次豊川市定員適正化計画の定員適正化目標にもとづき、医療職を除く職種においては、退職者の補充を抑制し、再任用職員・嘱託員及び臨時職員を積極的に活用していきます。	③第3次豊川市定員適正化計画の定員適正化目標にもとづき、医療職を除く職種においては、退職者の補充を抑制し、再任用職員・嘱託員及び臨時職員を積極的に活用していきます。
○ 給与のあり方		
◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	給与構造改革は、平成18年4月1日に実施済です。医師を除く地域手当については、国の支給率が0%であることから、平成19年度末に条例を改正し、平成22年度に廃止することとしました。(平成20年度5%、平成21年度3%と段階的に措置します。)	給与構造改革は、平成18年4月1日に実施済です。医師を除く地域手当については、国の支給率が0%であることから、今年度中に条例本則を改正し、平成22年度から廃止します。
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	取組方針については、平成20年度に公表しました。行(一)、行(二)の分離については、平成19年度末に条例を改正し、平成20年度から施行しました。	取組方針は、平成20年3月末までに公表する予定です。現在、行(一)、行(二)の給料表が未分離であるため、分離に向けて検討しています。
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	退職時特昇の制度はありません。(平成16年7月1日廃止)	退職時特昇の制度はありません。(平成16年7月1日廃止)
◇ 福利厚生事業のあり方	平成17年度に互助会財政検討委員会を開催し、互助会事業の公費負担のあり方について見直しを行い、公費負担額を削減しました。健康保険組合の事業主負担割合については、適正化に向けて、引き続き愛知県九市健康保険組合に働きかけていきます。	平成17年度に互助会財政検討委員会を開催し、互助会事業の公費負担のあり方について見直しを行い、公費負担額を削減しました。健康保険組合の事業主負担割合については、適正化に向けて、引き続き愛知県九市健康保険組合に働きかけていきます。
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等		
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	当院ではこれまでも経費縮減のため、材料費の購入については他の病院の動向を見ながら価格交渉を積極的に行っています。また、機器の保守に係る委託料についても、機器購入時に数年間のランニングコストも含めた価格交渉を行うなど努力を続けています。今後においても、最小の費用で最大の効率を上げられるよう、常にコスト意識を持ち、さらなる費用の縮減を図っていきます。	当院ではこれまでも経費縮減のため、材料費の購入については他の病院の動向を見ながら価格交渉を積極的に行っています。また、機器の保守に係る委託料についても、機器購入時に数年間のランニングコストも含めた価格交渉を行うなど努力を続けています。今後においても、最小の費用で最大の効率を上げられるよう、常にコスト意識を持ち、さらなる費用の縮減を図っていきます。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	当院は、平成21年4月より地方公営企業法の「一部適用」から「全部適用」へ移行しました。	地方公営企業としてより企業性を高め、経営責任を明確にし、効率的・効果的な運営体制の確立を目指せるよう、地方公営企業法の「一部適用」から「全部適用」への移行について、早期に検討を行います。

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容	
<p>3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保</p> <p>○ 料金水準が著しく低い団体にあっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組</p>	<p>①看護師の採用を積極的に行い、看護師配置基準の7対1を実現し、診療報酬加算による増収を図ります。</p> <p>②診療報酬で算定できる各種加算（緩和ケア診療加算、化学療法加算、救急医療管理加算）に対応した病院にすることにより、増収を図ります。</p> <p>④病院ホームページ等に広告掲載を行い増収を図ります。</p> <p>⑤現在、未利用資産となっている旧医師公舎跡地の売却については、新病院の移転新築に伴い、医師公舎利用計画により全体的に利活用を進めます。</p>	<p>①看護師の採用を積極的に行い、看護師配置基準の7対1を実現し、診療報酬加算による増収を図ります。</p> <p>②診療報酬で算定できる各種加算（緩和ケア診療加算、化学療法加算、救急医療管理加算）に対応した病院にすることにより、増収を図ります。</p> <p>④病院ホームページ等に広告掲載を行い増収を図ります。</p> <p>⑤現在、未利用資産となっている旧医師公舎跡地の売却を行います。</p>
<p>4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入</p> <p>○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開</p> <p>○ 行政評価の導入</p>	<p>今回、策定する経営健全化計画については、承認後、速やかに議会及び市民のみなさんへ公表を行います。</p> <p>また、市ホームページを活用して財務情報をわかりやすくお知らせしていきます。</p> <p>各年度が終了する都度、計画が達成できたかどうかを確認します。その結果目標を大きく下回った場合には、原因を分析し、見直しを図ります。</p> <p>取組みの効果のうち、削減した金額や人員など、数値化が可能なものについては、ホームページ等で公表し、市民のみなさんへの説明責任を果たします。</p>	<p>今回、策定する経営健全化計画については、承認後、速やかに議会及び市民のみなさんへ公表を行います。</p> <p>また、病院ホームページを活用して財務情報をわかりやすくお知らせしていきます。</p> <p>各年度が終了する都度、計画が達成できたかどうかを確認します。その結果目標を大きく下回った場合には、原因を分析し、見直しを図ります。</p> <p>取組みの効果のうち、削減した金額や人員など、数値化が可能なものについては、ホームページ等で公表し、市民のみなさんへの説明責任を果たします。</p>
<p>5 その他</p>		

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策か明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課 題	取 組 み 及 び 目 標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	(IVの1) 医療職を除く職種においては、退職者の補充を抑制し、再任用職員・嘱託員及び臨時職員を積極的に活用していきます。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	(IVの3) 看護師配置7対1を実現し、診療報酬加算による増収を図ります。 (IVの3) 診療報酬で算定できる各種加算(緩和ケア診療加算、化学療法加算、救急医療管理加算)に対応した病院にすることにより、増収を図ります。 なお、当院は平成6年度から黒字決算を続けており、繰越欠損金は平成12年度に解消しています。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	該当ありません。
4 その他	(IVの3) 病院ホームページ等に広告掲載を行い増収を図ります。 (IVの3) 未利用資産(土地)の売却を行います。 (IVの4) 経営健全化計画は、承認後、速やかに議会及び市民のみなさんへ公表を行います。 (IVの4) 病院ホームページを活用して財務情報をわかりやすくお知らせしていきます。 (IVの4) 各年度が終了する都度、計画達成度の確認をし、その結果を公表します。

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

(各事業共通留意事項)

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費(人件費、物件費、維持補修費等)に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化(例:職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等)することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目(資産売却益、工事コスト縮減等)については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費(退職手当以外の職員給与費)その他改善額を計上することが可能なものの合計(「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計)を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額(補償金免除(見込)額)であり、Iの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示(留意事項)に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

(4) 病院事業 (つづき)

●各種経営比率

区分	目標又は実績	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	類似規模 全国平均 (平成17年度)	
		(計画前5年度) (決算)	(計画前4年度) (決算)	(計画前3年度) (決算)	(計画前々年度) (決算)	(計画前年度) (決算)	(計画初年度) (決算)	(計画第2年度) (決算)	(計画第3年度) (決算)	(計画第4年度) (決算)	(計画第5年度) 目標		
経営指標	経常収支比率	101.1	102.2	101.5	100.9	101.9	101.5	100.5	101.2	103.9	103.8	103.2	
	医業収支比率	97.0	99.1	98.2	97.7	98.1	98.1	96.9	97.4	100.7	98.3	96.7	
	職員給与费率	56.2	53.2	53.3	53.3	52.3	52.0	52.3	51.4	50.6	52.5	53.3	
	薬品费率	11.2	11.1	11.3	11.9	11.6	11.9	11.5	11.9	11.3	12.3	15.0	
	材料费率	24.0	24.2	25.1	25.8	25.8	26.8	26.8	26.5	25.3	26.0	27.2	
病床	病床利用率	一般	100.3	101.8	101.5	101.7	101.8	103.9	100.6	97.5	100.0	100.0	87.7
		療養											92.9
		結核	43.7	29.0	15.5	18.2	7.1	8.8	16.6	23.4	25.0	25.0	32.5
		精神	84.3	87.4	88.7	86.2	83.9	78.8	75.3	70.2	79.2	79.2	82.3
		感染症											0.5
	計	95.6	97.1	97.0	96.6	95.9	96.4	93.2	89.8	94.5	94.5	86.4	

(注) 1. 複数の病院を有する事業にあっては、病院ごとに作成すること。

2. 「病床利用率」欄には、稼働病床が許可病床と異なる場合における稼働病床利用率を上段()書きすること。

3. 「類似規模」欄には、「地方公営企業年鑑」における経営規模別(黒字病院)の数値を記入すること。

●再編・ネットワーク化について

※ 二次医療圏における「再編計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・スケジュール、検討の方向性、結論を取りまとめる時期」を具体的に記載すること。

当院は、平成9年度より一般病床利用率が100%を超えており、なおかつ平成17年度からは、東三河北部医療圏にある新城市民病院の機能低下により、本来、そこが担うべき役割を当院が担っております。当院が担いきれない部分については、他の医療機関と連携をとっているところですが、今後についてもその連携は強化していかなければなりません。

再編・ネットワーク化については、当該二次医療圏ばかりでなく、隣接する医療圏においても調整が必要であるため、今後は県からの指導や助言をいただきながら、検討を進めていきます。

●経営形態の見直し(民間的経営手法の導入)について

※ 「新経営形態への移行計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論を取りまとめる時期」を具体的に記載すること。

経営形態の見直しについては、当院は平成21年4月より地方公営企業法の「一部適用」から「全部適用」へ移行しました。